

一宮町コミュニティ備品貸出要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年8月13日

一宮町長

馬淵昌也



一宮町告示第53号

一宮町コミュニティ備品貸出要綱の一部を改正する告示

一宮町コミュニティ備品貸出要綱（平成23年一宮町告示第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「10張」を「15張」に改め、同条第2号中「10台」を「20台」に改める。
様式第1号を次のように改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。